

## 尼崎市小規模貯水槽水道管理指導要綱

### (この要綱の目的)

第1条 この要綱は、建築物における小規模貯水槽水道において、設置者等が行うべき衛生管理に必要な事項及び異常時の措置を定めることにより、清浄な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 小規模貯水槽水道 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもののうち、受水槽の有効容量の合計が10立方メートル以下のものをいう。但し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「ビル衛生管理法」という。）第2条に規定する特定建築物に設けられた給水に関する施設を除く。
- (2) 設置者等 小規模貯水槽水道の所有者又は当該施設の管理について権原を有する者をいう。
- (3) 水槽 建築物に設けられた飲料水を供給するための受水槽、高置水槽又は圧力水槽をいう。

### (管理)

第3条 設置者等は、小規模貯水槽水道を適切に管理するため、次の各号に掲げる措置をとるように努めること。

- (1) 小規模貯水槽水道の周囲を常に清潔に保つこと。
  - (2) 小規模貯水槽水道の外観の異常の有無及び状況について、定期に点検を行うこと。
  - (3) 給水栓における水の色、濁り、におい及び味等の異常の有無について定期に検査を行うこと。また、必要に応じて残留塩素の測定を行うこと。
  - (4) 必要に応じて、水道法に定める水質基準に適合するかどうかの検査を行うこと。
  - (5) 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
- 2 前項第2号、第3号にあっては、できる限り水道法第34条の2第2項に定める厚生労働大臣の登録を受けたものの検査を受けることが望ましい。

- 3 第1項第4号にあっては、地方公共団体の機関、水道法第20条第3項に定める厚生労働大臣の登録を受けたもの、ビル衛生管理法第12条の2第1項第4号の知事登録を受けたもの又はこれと同等の技能を有するものによる検査を受けることが望ましい。
- 4 第1項第5号にあっては、ビル衛生管理法第12条の2第1項第5号の知事登録を受けたものによることが望ましい。

(帳簿書類の備付け)

第4条 設置者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を保存すること。

- (1) 小規模貯水槽水道の給水施設及び水槽の構造を明らかにする図面。
- (2) 第3条各号に掲げる措置を行った場合は、その実施に関する過去3年間の記録。

(異常時の措置)

第5条 設置者等は、給水する水の水質に関し異常を認めた時は、直ちに保健所長に通報して、その指導を受けること。

- 2 前項の異常が、人の健康を害する恐れがあるときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和60年10月15日から実施する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成13年1月16日から実施する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。